

5. 黒髪校事件と教育問題

1955（昭和30）年2月20日に発行された菊池恵楓園患者援護会編『恵楓』第83号（昭和30年1・2月号）31ページ以下等によれば、「竜田寮児童通学問題」の経過概要のうち、主だったものは次の通りである。

1953（昭和28）年

- 11月26日 菊池恵楓園長、黒髪小学校長宛に通学許可を求めたところ、「校長として異存はないが、決定はPTAの意向に従う他なし」旨を回答。
- 11月27日 恵楓園長、PTA会長宛に「黒髪小学校分教場児童の本校通学について」のPTAの意向を質す。
- 12月1日 恵楓園長、熊本地方法務局に「竜田寮児童」の黒髪小学校通学を要望。
- 12月2日 熊本地方法務局長、中央児童福祉協議会長、熊本県児童福祉協議会長、厚生省医務局長宛に解決方申告。
- 12月9日 PTA総会、熊本市教育委員会に検討一任。

1954（昭和29）年

- 1月9日 熊本地方法務局、2月中に円満解決したいとの意向を発表。
- 2月16日 法務、厚生、文部三者協議会で「らい療養所附設の保育所に収容中の児童を一般の学校に通学させるべき」との基本態度を決定。
- 2月28日 PTAの通学反対派は「癩未発病児童黒髪校入学反対有志会」の名の下で反対集会を開催。
- 3月1日 校区町民大会、通学反対決議。熊本地方法務局、市教委、恵楓園三者協議会で「昭和29年4月以降竜田寮児童を全面的に黒髪小学校本校に通学させること、恵楓園は竜田寮児童の健康管理を一層厳密にすること」の基本方針を決定。
- 3月6日 PTA総会は反対態度を強化。
- 3月11日 市教委長による「竜田寮学童全員を市内小学校へ本年4月1日から通学させることを決定した」との声明。
- 3月12日 PTA総会、「許可すれば同盟休校」を決議。
- 3月13日 市教委長による「竜田寮学童全員を市内小学校へ本年4月1日から通学させること」について市民の理解を求める第2回声明。
- 3月15日 反対派、「ライ未発病児童の黒髪校入学反対町民大会」を開催、市内デモ行進。『町民の声』と称する機関誌を発行。
- 3月18日 熊本地方法務局、「竜田寮児童は黒髪小学校に通学させることが相当」との声明。
- 4月2日 市教委は「4月8日の入学式から新1年生だけ4名全員を黒髪小学校に通学させ、2年生以上は5、6月頃、健康診断を行ったうえ通学させる」という方針に転換

し、市教委指示により新入学児童 4 名のみ熊大病院で健康診断。

- 4 月 7 日 市教委は PTA 反対派に「健康診断の結果、明 8 日より通学」を通告。反対派はこれを拒否、同夜の町民大会で同盟休校を決議。実行本部として校長室を占拠。
- 4 月 8 日 黒髪校本校入学式に竜田寮から 4 名の新 1 年生が登校するが、児童の登校拒否公然として行わる。登校児童数僅少（76 名）のため臨時休校。PTA 総会「同盟休校継続、市教委の責任追及等」決議。
- 4 月 9 日 熊本地方法務局より PTA 会長宛に警告。登校児童数 276 名。
- 4 月 12 日 反対派は寺子屋教室を校区内各所に開設。登校児童数 312 名。
- 4 月 13 日 市議会文教委員会、調停に乗り出す。登校児童数 346 名。
- 4 月 14 日 市議会文教委、恵楓園に対し、新 1 年生の 4 名をハンセン病に感染していないことを証明する精密検査を行い、その上で改めて通学させる、その間は竜田寮に引き取ってもらいたいという調停案を提案。園長は「筋の通らぬ調停」として許否。
- 4 月 19 日 法務、文部、厚生三省の第 2 回協議で「三省既定方針は変更する必要を認めず」とするものの、「関係者の自発的意思によって「らい」検診を受けることは、官側の関与しないところである」として、市議会文教委の調停案を事実上認める。
- 4 月 21 日 市議会文教委は「事態收拾のために 10 日間休校を教育委員会から指令すること、その間において問題の具体的解決をはかることの調停案を決定し、本 21 日午後 3 時から文教委員会を開き、右調停案について協議の結果、満場一致原案通り決定し、市教育委員会にこの旨通告した」との声明書を出す。市教委は「黒髪校を 1 週間ないし 10 日間休校すること、その間竜田寮児童 4 名の新入生に対する再診査を行うこと」との黒髪校同盟休校解決案を発表。
- 4 月 22 日 市教委長及び市議会文教委員長、園を訪問し解決案について協力方を要請。園側は「竜田寮児童の黒髪校通学については、熊本市教委の決定を諒承してその完全な実施を期待し、2 年生以上 21 名の竜田寮児童をこの際黒髪校本校に通学させること」「竜田寮児童の診察はらい予防法第 21 条にティ触しない範囲で実施さるべきこと」「竜田寮児童がライ患者であるかのように危険呼ばわりし、ことさらに嫌悪恐怖感をあおるような一切の行為の即時停止、学校の内外を問わず登校の自由意志を抑圧する一切の活動の即時停止」「同盟休校実行本部の校長室からの即時撤去」などの条件を嚴重申入れて要望に応じることを表明。
- 4 月 26 日 黒髪小学校 PTA 有志、「市教委は既定方針に邁進すること、調停中の反対派町民集会について責任を追及し警告を発すること、PTA 総会に名をかりて開催せられる反対派の行動を徹底的に取締ること、反対派父兄に対し調停者は強力な指導をすること、長期休校を無意義なものとする事は絶対に許されないこと」などを声明。

- 4月27日 竜田寮からの新1年生児童4名、熊大病院で再診。
- 4月30日 熊大病院は診察の結果、「4名の内3名は健康、1名は癩の症状はないが注意を要する」と判定。反対派、4名全員の通学拒否を主張。市議会文教委は「3名本校、1名分教場通学が適当」と声明。
- 5月1日 熊本市議会文教委、市教委宛に「竜田寮児童の中、3名は黒髪校本校に通学せしめることが適当で、教委はそれで善処すること」との調停案を通告。
- 5月3日 PTA 総会、4名共通学拒否、同盟休校（賛成派児童を除く）を決議。
- 5月4日 入園者大会は来園の市教委全委員に4名全員通学を陳情。
- 5月5日 反対派、市内で公聴会開催。入園者、外出直接陳情の許可を要請。
- 5月6日 市教委、「3名本校、1名分教場」の調停案の受諾を決定し、発表。恵楓園長、「伝染の危険なきものは当然教育上の機会均等が与えられるべきもので、通学を拒否されることは重大なる人権の侵害と言わなければならない。今後あくまで合法的にこの通学問題の実現を期す」と声明。入園者、憤激して外出陳情を再度要請、園は必死の説得によりこれを鎮静。熊本地方務局、市教委の声明発表に関し“同決定は矛盾したものであり、4名とも通学させるべきである”との正式見解を発表。同局長、人権擁護課長、園を訪問し、全入所者に直接行動の自粛を要望。
- 5月7日 市教委の指示により黒髪校再開、寮児童3名登校、1名は分教場出席。反対派の同盟休校、一応は解かれる。
- 5月14日 入園者1名、通学促進のためハンスト。
- 5月18日 園の説得によりハンスト中止。
- 5月30日 熊本地方務局長、市教委長宛に「3名の通学は、なお問題は残されるにしても、当時の事情としては已むを得ざるもの」とした上で、「分教場に残された1年生の1名と2年生以上21名が通学できるよう特別の配慮」を要望。
- 5月31日 熊本地方務局、市教委長宛に残存児童全員の通学許可方を要望。
- 6月2日 第19回国会衆院文部委員会において本問題の質疑応答あり。
- 6月10日 PTA 反対派、竜田寮解消を目的とする黒髪会結成を提唱。
- 7月18日 黒髪会結成、現PTA会長、副会長等を役員に選任。
- 7月24日 法務省人権擁護局第二課長、園訪問し、事情を聴取。
- 8月2日 反対派、来熊の厚生大臣に竜田寮解消方を陳情。
- 8月3日 賛成派、厚生大臣に問題解決促進方を陳情。
- 8月7日 厚生省医務局次長を囲み、市教委主催の懇談会。
- 8月10日 恵楓園長、熊本地方務局長宛に「遅くとも来る9月1日の第2学期より竜田寮全児童の黒髪小学校本校通学が当然実現されるものと期待してよいか、これが実現困難とすればその理由は、実現不可能であれば、いつ、いかなる方法で解決願えるか」を市教委に確かめるように要請。

- 8月21日 市教委は熊本地方務局宛に「第2学期始め9月1日予定の通学については、当初の基本線は堅持するものの、客観情勢が未だ十分成熟していないので、このまま実施すれば、静かなるべき児童教育上再び混乱惹起が憂慮されることから、現在の段階においては実施困難であり、客観情勢の好転を期待して善処したい」ので、通学は不許可旨を回答。黒髪会、市教委決定を支持、反対運動強化を強調。恵楓園長、「市教委は9月からの通学不許可につき公的機関として熊本市民並びに全国民が納得のゆくような理由を詳細明確に発表される義務がある」との声明を発表。
- 8月30日 PTA 賛成派代表、通学不許可決定につき市教委長宛に抗議。
- 8月31日 賛成派代表等、来熊の文部大臣に早期解決方を陳情。文部大臣、県庁での記者会見で「地元の話合いで円満解決を望む」旨を語る。
- 9月16日 PTA 賛成派代表、国会陳情のために上京。
- 9月20日 参院文部委、問題解決に乗り出す方針を決定。
- 9月23日 参院文部委理事会、10月7日開催予定の委員会に参考人として賛成派代表1名、PTA 会長、市教委長、園長の4名喚問を決定。
- 9月26日 「参院文部委召喚の件および今後の方針」を議題とする PTA 総会開催、通学反対を再確認、会長の外代表5名を上京せしめ現地調査の要請等を決定。
- 9月27日 黒髪校区内で賛成派主催の国会陳情報告会を開催、反対派の妨害激しく遂に弁士に対する傷害事件を見るなど、緊迫した空気の中に終結。
- 9月29日 PTA 賛成派、前記暴行事件につき「嚴重反省と陳謝を要望」旨声明。
- 9月30日 入園者代表も同様声明。
- 10月1日 黒髪会、明春新入学児をもつ家庭に文書を以て対策協議会方を提唱。
- 10月7日 参院文部委開催、参考人に反対派1名を追加、各参考人より意見聴取。同夜、同委員長の斡旋により懇談の結果、「現地で自主解決のため協力」に意見一致。
- 10月16日 市教委長等来園、「解決は来年4月まで延期、明春新入学児の内2名を黒髪本校に、他は分教場に」との第1回解決案を提示し、園側は受諾できぬ旨を回答。
- 10月20日 市教委長は第1回案を修正した「新入学児および新3年制を市内一般小学校に通学せしめる」との第2回案を提示。
- 10月21日 園側は、「黒髪本校に」との希望を附して、市教委長宛に再考を求む。
- 11月2日 市教委長等、園訪問し、「問題の解決を昭和30年度の新学期まで先送りし、その段階で、黒髪小学校に入学した現1年生を除いて、新1年生と3年生を黒髪小学校を含む学区内の一般小学校に通学させ、新4年生以上は従来通り分教場で教育する、分教場（竜田寮）は昭和32年度限りで廃止する」との第3回案を提示。PTA 賛成派、恵楓園自治会、やむを得ずこの案を受諾。
- 11月14日 市教委、第3回案を骨子とする解決原案（9項目案）を提示。

- 11月15日 市教委長、園訪問し、前記原案について入園者・関係者と懇談、説得に当る。
1955（昭和30）年
- 1月8日 市教委開催、態度を協議。
- 1月12日 PTA臨時総会、昨年11月に市教委提示の9項目案を拒否、同盟休校の再開をほのめかして、「竜田寮からの直接通学反対」を市教委宛に申入れ。
- 1月17日 市教委長、帰熊し、「新入学児逐年入学 新3年生以上は分教場」なる基本案が中央の協力支援を得た旨発表。
- 1月19日 PTA反対派、「9項目案拒否」を市教委宛に再度申入れ。更に市教委長自宅を深夜集団訪問し、反対陳情。
- 1月21日 PTA反対派約150名、市教委案反対を申入れ。
これに対し市教委長は「9項目案が拒否されたため逐年入学の基本案に戻った」と事情を説明、協力方を要望。この際「竜田寮に代わる新養護施設の設置」なる解決私案が判明。
- 1月23日 PTA総会、市教委再提示の9項目案及び基本案全面拒否、会長試案を支持、「猛省せざれば市教委の暴挙に総力で闘う」との要望書案を可決。
- 1月24日 入園者、市教委長宛に基本案貫徹方を要望。
- 1月25日 反対派実行委員会、23日総会決定の要望書を市教委長宛に手交、「今後の事態は市教委の責任」と強調。
市教委長は逐年入学の基本案を譲らず、交渉決裂。
- 1月26日 PTA実行委員、「市教委との実力斗争」を文書を以て各家庭に呼びかけ。
文部省、市教委長と電話連絡、基本案堅持の市教委の態度を了承、全面支持を表明。
- 1月27日 夜、反対派町民大会は校庭で篝火を焚き、「反対派ののろし」をあげる。
- 1月29日 PTA賛成派、熊本市公会堂で真相発表会開催、市教委基本案の支持を市民に訴える。反対派も市内公園で発表会を開き、市教委および賛成派を攻撃。
- 1月31日 市教委、黒髪校長宛に寮児を含む入学通知書を送付。
- 2月1日 反対派、入学通知書送付について対策協議し、「死を賭して市教委の猛省を促す」と決議。
- 2月2日 反対派委員3名、市教委事務局玄関前で無期限ハンストに入る。市教委長は「既定方針は変えぬ」と言明。
- 2月3日 ハンスト続行。市教委流会。市教委長はPTA会長と善後策を協議するも結論を見ず。反対派住民、市議会文教委員宅を訪問し、協力方を要請。入園者、「あくまでも基本案堅持」を市教委宛に要望。
- 2月4日 ハンスト続行。市教委長、PTA会長と打開策を協議し、市内養護施設宛に「寮児を他施設へ分散の上通学させること」に協力方を要請。反対派、ハンスト第二陣を編成し、各市教委員自宅前に座込みをも辞せぬ態勢。賛成派、「ハンスト

ト放置は正義の妨害」と声明。

- 2月5日 ハンスト続行。PTA 会長、賛成派声明に「ハンストを放置しておらぬ」と反駁。
- 2月6日 ハンスト者の衰弱が加わる。市教委は熊本北署にスト者保護方を依頼するも、同署は「介入の段階にあらず」と拒否。PTA 総会開催、「状況次第で同盟休校、方法時期は委員に一任」と決議。
- 2月7日 市議会文教委は緊急会議、市教委を非難、「ハンストの早期解除、白紙の立場で解決を第三者に委任すべし」と声明。PTA 会長、新養護施設までの間、「新1年生は理解ある第三者家庭から本校通学、新2年生はそのまま、新3年生以上は分教場」なる暫定案を発表。反対派はこれを支持し、入園者は拒否。高橋熊本商科大学、鰐淵熊本大学両学長が調停に乗り出す。
- 2月8日 前記両学長の調停で関係者は「明るい見通しがついた」と共同発表、PTA、入園者双方に説得を開始。同夜、ハンスト打ち切り。
- 4月18日 1週間遅れで举行された入学式に、熊本商科大学の施設に移った竜田寮の新1年生が出席。

1956（昭和31）年

- 3月 熊本商科大学の施設に引き取られていた1年生3名が竜田寮に戻り、竜田寮から通学。恵楓園長、「今后引続き徐々に分散に努力する」旨の方針を示す。
- 4月 新年度の新1年生はなく、さらに11名の児童が3月末に親族や養護施設に引き取られた結果、4月以降の竜田寮在籍の子どもは9名に減少。

1957（昭和32）年

- 3月26日 結核性疾患で結核の国立療養所である再春荘に入院中の1名を残して全児童の分散が終了した後、竜田寮は廃止され、建物は熊本市に譲渡。

一 反対派による賛成派の非難

いわゆる竜田寮児の黒髪小学校本校入学問題については、賛成派と反対派との間で激しい非難の応酬がみられた。藤野豊編・解説／編集復刻版『近現代ハンセン病問題資料集成＜戦後編第5巻＞竜田寮児童通学問題Ⅰ／解説』（不二出版）および同『同＜戦後編第6巻＞竜田寮児童通学問題Ⅱ』に掲載された各資料によりつつ、この応酬の実際をみてみることにしよう。まずは反対派による賛成派の非難についてである。

1954（昭和29）年2月に出された「癩未発病児童黒髪校入学反対有志会」による呼びかけ文では、次のように記されている。

◎癩病未発病児童の黒髪校入学反対

▲あなたの子供を恐ろしい癩の未発病児童と机を並べて

1. 勉強さしてよいでせうか

2. 食事を共にさしてよいでせうか

▲あなたの子孫はどうなっても構いませんか・・・

▲黒髪校区は只今重大危機に直面しています依って左記に依り町民大会を開きますので奮ってご参加ください

記

一、二月二十八日（日）午後二時

二、木幡神社境内

1954年6月10日に「黒髪会結成準備委員会」から出された呼びかけ文では、次のように記されている。

黒髪会結成にあたりて

竜田寮児童の本校入学に端を発した黒髪校問題も御承知の如く市文教委員会の斡旋により四名中三名の通学により一應平穩に歸したる感がありますが、癩医学そのものがまだ未解明の部分の多い現在、例えば学校に於て健康管理が実施されても完全なる予防の実績を挙げ得るや否や甚だ疑問視される現状に於て子供達自身も又皆様方もなにか「モヤモヤ」した不安や焦燥を感じてゐられる事と思ひます。又恵楓園側は残りの二十一名と例の一年生一名を早急に通学させてくれとの強い要求運動をつづけており更にこのまま静観しておれば、来年度新入学の児童が大手をふって入学して来る事も予想されるので此の際同盟休校時の様な強固な気魄を振起して今後の事態に即應出来得る対勢の確立を図るこそ目下の急務と存じます。

此の度新しい構想の下に黒髪会を結成し当面の事態收拾に当ると共に皆様方の盛り上がる偉大なる熱と力によって本問題の根源である竜田寮を黒髪地区よりなくし清潔なそして健全なる教育の場として黒髪校を守り抜くため努力しなければなりません。

もとより竜田寮の移転問題は、政府厚生大臣にその権限がありこれを動かすには縣知事市長の盡力にまつより途はありません。そこに黒髪会結成の意義があり、又黒髪校区全町民が強固なる団結の力が発揮され初期の目的が達成されるのです。尚本会は一時的のものでなく恒久的に維持経営し黒髪地区住民の福利増進と共に文化の向上を計り地域の発展の母体伴って邁進したい念願でございます。

御多用中甚だ御迷惑ながら右の趣旨に御賛同くださいますて直接或は各町内連絡員を通じ、御入会下さる様御願ひ致します。

昭和二十九年六月十日

1954（昭和29）年7月に「黒髪会結成準備委員会」から出された『黒髪会発会特別号・町民の声』では、次のように記されている。

黒髪会に就て

第十一町内 ○○○○○

序

最近、まだ正式に発会してもみない黒髪会に就て、新聞や放送等に、兎角の批評が散見されます。その概ねは一知半解の知識を以て、憶測というよりも、故意に歪曲した論議ばかりで、吾々としては誠に笑止千万の事ではありますが、然し何といっても、新聞や放送等の宣伝力は強大であります故に、或はこれらの論議に惑はされて、入会を逡巡されてみられる方も、一部には居られることゝ思ひますので、私は発起人の一人として率直に所信を述べて皆様方のご参考に供したいと存じます。

☆ 黒髪会発会の動機

黒髪校問題が一応収まった五月中旬、熱心な町内連絡員の方々より、PTAとは別個の団体を組織したらと云う提唱が行はれました。

その趣旨は、竜田寮児童の黒髪校通学に反対して同盟休校にまで発展した、所謂黒髪校問題も、市の文教委員会の調停案を一応うけいれて、四名中三名の児童を黒髪校にお預かりしようとゆう線で、尖鋭化した事態を收拾したのであるが、過去に於ける竜田寮児童の発病の実績から考察しても、竜田寮児童は絶対健康児ではなく、要観察児童であり、いつ発病するかも知れぬ児童であると思はれる。又癩の医学そのものが、まだ未解明の部分の多い現在の状態に於て、例え、学校に於て、健康管理等が行われても、完全な予防の実績を挙げ得るや甚だ心もとなく、父兄の不安、焦燥は益々増大するばかりである。故に吾々は当初の主張通り、竜田寮分校を整備拡充して、該当児童を寮内施設に於て教育するのが、一番適切な方法であると思考する。然るに恵楓園側は自ら発表した発病者の実績を無視して、『竜田寮児童は絶対に健康児なり』と提言し、新聞・雑誌等の言論機関を駆使して、皮相な人道論と、公式的な科学万能主義を社会に流布させ、吾々の立場を窮地に追い込む作戦を探りつゝあるのである。

吾々は、此の挑発的行為に乗ぜられて事を構えるの愚を求めたくはないが、このデマ宣伝に対応する強力な団体を結成して、人道主義、科学主義の美名の下に隠れて、恐るべき病菌の媒介者を、平和な市中の小学校に持ち込み、少数者の人権擁護に藉口して、一千九百名の黒髪校児童の人権を蹂躪しようとする彼等の暴挙を防がねばならない。

又、一步を譲って、彼等の主張する『絶対健康児』の線に同調すると假定すれば、これは結局、竜田寮の存在を根本的に否定せねばならない結果となる。何故なれば『絶対健康児』が竜田寮と云う癩の子供の收容施設としての、看板を掲げた場所に存在することは、癩予防法第二十六条の『秘密保護』の条文に抵触するからであり、この点を推し進めていけばひっきょう、それは早急に竜田寮を解消し、收容児は一般養護施設に分散收容し、社会との無用な摩擦を排除すべきであるとの結論が出てくるのである。（この点に就ては別項に於て松本氏詳述）

いずれにしても、要は、黒髪校児童ばかりではなく、同じ人の親として、竜田寮児童の将来の幸福といふことも十分に考慮して、それをまず前提とした解決法を見出すべきである。・・・

☆ 黒髪会の性格

前項の説明に依って、黒髪会設立の動機に就ては、大体お分かりの事と思ひますが、これで黒髪会の全部を語ったとは申されません。何故ならば、黒髪会はこの外に、もっと大切な目標を持つものであるからです。いはば、竜田寮問題はその目標の一つであり、当面の問題であります。その解決には会の全力を集中して、早急に事態の收拾に当ることは勿論であります。黒髪会はこの問題が解決すれば、直ちに消滅するものではなく、恒久的に維持運営して、全国的にも稀である、黒髪の文教地区としての特殊性を深く認識して、地域住民の精神的、物質的向上を目指す、いはゞ公民館運動のごときものに発展昇華さるべきものであることも併せて決議せられております。例えば地域内の先覚者の顕彰、埋もれた史蹟の発掘と紹介、其他有識者を招いての講演会、或は読書会等の計画も樹てられていゝと思ひます。・・・

☆ むすび

(略)

町内の皆様！！

地域住民待望の結晶である黒髪会の門出に熱烈なる拍手を贈らうではありませんか。

1954（昭和29）年8月に「黒髪会」から出された『町の声（第21号）』では、次のように記されている。

私は要求する

十町内 T 生

八月十二日大阪毎日新聞、同じく十四日熊日に報導せられた記事に依ると、恵楓園関係者は、九月新学期から竜田寮就学児童全部を黒髪本校に通学させてくれと、再び法務局を介して、市教育委員会に要請した模様である。事実とすれば、何んと騒ぎを好む人人で有り、へいじょうな状態で円満に処理しようとする地元住民の苦心を踏みにじり、只だ無用に人心を刺激する愚かな行動をするものかと驚く外なく、心の底からの怒りを感じ、今後絶対的妥協点は無い事を確認する者で有る。鬼面人をおどす、法務局に何の関係や有る。法務局は若し健康児なれば教育を受ける権利があり通学させるべきで有る。この原則的人権の侵害に対してのみ発言が出来るもので、教育行政には厚生省と同様何等命令し関与すべき機関で無い。特にわれ々の黒髪校に限定入学せしむべしと云って居らぬはずで有る。正規な公認せられた分校に就学する事が法規的に不都合が有るやいなや、若し無いとすれば、いかなる理由に模せよ、教育行政上の問題に主動的立場をしめる事には承服出来ぬし、一方、法務局の名を出す事に依り

事を表面化して世を騒し、より健全により幸福に平和であれと願う社会の一部に動揺を起こさせ、真の目的である子供の教育の問題から遊離して、患者の意におもね、こゆ々と恵楓園関係者の感情問題、面目問題として無理に騒ぐ、問題化する事は、不純な工作と理由が有る様に私は感じる。世は疑獄ばかりで有り、国民は役人を信用せぬ時期である。

竜田寮解消の件は厚生大臣は県庁前で心配するなど公言した。後事を託された大臣の代理と考えられた厚生省医務局次長高田氏は恵楓園の親方で、入学を吾々に懇願して結論も何も出さず帰京した。

吾々は根本的に不安で有り、全部が健康児なりと信じて居らず、竜田寮よりの通学に反対で有る。一応現在通学の三名も可及的速やかに何等の処理をして引取ってもらい、吾々の子供がモルモットの様に、試験動物として置かれた現在の立場より解放せられると同時に、黒髪校を昔の様な明朗な教育の場で有らしめる様要求する。

厚生省の一福祉施設で有ってはならぬ。又、私はライ患者は御気毒と思ひ、其の幸福を願ふが、ライ病は絶対に撲滅すべきで有り、日本から、否、世界から一人の患者も出ない時機の来る事をのぞみ、其の方向に努力し、其為には在る程度の犠牲も止むを得ぬと思ふ。

それでも入学を主張するならば、医学的に科学的に、人道的に充分なる説明をして、吾々を納得せしめてもらうことを要求する。解らぬ、不明で有ると云う事は説明にならぬ。

1955 (昭和 30) 年 1 月に「黒髪校 PTA」から出された説明文では、次のように記されている。

黒髪校 PTA は竜田寮児童の直接通学に何故反対するか？

竜田寮児童は親が恵楓園に入院するとき連れて来たものでその半数は保菌者と云われてゐます。このことを裏書きするように竜田寮からは昭和十七年以来九名の発病者を出してゐます。これは宮崎恵楓園長が参議院文部委員会の席上問ひ詰められて白状した竜田寮の実体です。恵楓園や四、五名の賛成者はこの事実を殊更に隠して竜田寮は一般の養護施設と同様で収容児童は健康児ばかりだから黒髪校に入れると云うのです。吾々は、発病の恐れのある子供であるから数年間厳重に観察して大丈夫とタイコ判を押された子供だけライ患者の子供だと知られてゐる竜田寮から出して健康な場所に移し、そこから小学校に通学させよと主張します。この処置のとられた子供は黒髪校に入れると云つてゐるのです。こうすれば竜田寮児童も幸福になると思ふのです。皆さんはどちらが正しいと思ひますか！！

黒髪校 PTA には賛成者は四、五名です。それにもかゝらず恵楓園と賛成者は恵楓園の職員看護婦を総動員し賛成者の一部は大学生、女学生を備つて二十九日公会堂で

真相発表会と云うものをやり如何にも黒髪校 PTA 内で賛成者が多数居るような印象を社会に与へようとしてゐるのです。又黒髪校 PTA が自分達の学校に入れない為に他の学校に厄介払ひをしてゐるなどと殊更に事実を曲げて悪質な宣伝にヤッキとなつてゐるのです。全市の有識者は一致して黒髪校 PTA の言ひ分には少しも無理がないのに何故恵楓園や賛成者が反対するのかを腹を立てゝゐるのが現在の状態です。

二 賛成派等による反対派の非難

次は賛成派による反対派の非難についてである。1954（昭和 29）年 8 月に「熊本市立黒髪小学校 PTA 有志一同」から出された「陳情書」では、次のように記されている。

陳 情 書

昨年十一月より熊本市立黒髪小学校に発生いたして居ります竜田寮児童通学拒否事件は、わが国の義務教育制度史上将来にわたって拭う可からざる汚点を残すものであると同時に、良識ある国民が齎しく最早隠忍自重の域を脱して痛憤に堪えざる事件で有ります。

私共は何故にこれまで文部省が本問題解決の為に一大英断を以つて事に臨み、強力なる勧告を熊本市教育委員会に対し為さなかつたかを甚だ遺憾に考えます。

希くば、文部省は本問題の処置について行政上の責任のある関係各省各機関と緊密なる聯繫の下に、私共日本の教育基本法に対して根本的疑念を抱かしめざるよう、更に今回熊本市教育委員会がとりたる奇怪極まる諒解に苦しむ措置に対し貴職の職権に基いて強力なる勧告を熊本市教育委員会に対して行い、それに依り九月一日付にて竜田寮児童にしていまだ黒髪小学校本校に通学を許されざる二年生より六年生までの学童全部を通学許可せしめるよう、とくに要望いたします。

貴殿の御来熊に際し、私共は人道的見地・科学的良心の立場より、最早不純なる圧迫の下に正当なる機能を喪失したる熊本市教育委員会の現状を座視するに忍びず、敢えて非礼を顧みず右陳情致します次第でございます。

幸に貴殿の格別なる御配慮と日本教育基本法を護る重大なる貴職の責任に基いて、問題が早急に解決する事を重ねて懇請して止みません。

昭和二十九年八月三十日

熊本市黒髪小学校 P・T・A・有志一同

大達 文部大臣 殿

1954（昭和 29）年 9 月 21 日に「竜田寮児童の親権代理人」から出された「声明書」では、次のように記されている。

声 明 書

竜田寮児童の黒髪小学校本校通学問題については、かねて文部、厚生、法務三省間でその妥当性が認められ、また熊本市教育委員会の「全員通学許可」の再度の声明をも見たのであります。

然るに、一部 PTA の反対派の執拗悪質なる通学拒否運動により、一般父兄は不必要なる恐怖と嫌悪の感情を煽られ、加うるに集団的心理に駆られて公正なる判断の自由を奪われ、熊本市教育委員会も亦再三にわたる公約を実行することを躊躇するに至り、現地解決は甚だしく困難となりましたことは誠に遺憾であります。

このことは何の罪もない竜田寮児童の人権を全くにじゅうりんするものであることは勿論、不遇なる全国同病者並びにその家族の生活を脅かす深刻なる問題であるので、茲に已むを得ず国家最高機関たる国会に対し我々の衷情を訴え、問題の早期解決を陳情請願するに至った次第であります。

昭和二十九年九月二十一日

竜田寮児童の親権代理人 宮崎松記

1954年9月29日に「黒髪校 PTA（賛成派）有志一同」から出された「声明書」では、次のように記されている。

反対派の暴行傷害についての声明書

竜田寮児童の黒髪校通学問題については、我々は癩医学を信頼し、法律の正しい実施のために、反対派 PTA に当初から理解と同情を懇請し続けて来た。然るに一般父兄への啓蒙運動さえ終始拒否され、総会その他の会合にも賛成者側の発言は不当に制圧され、遂には反対派は拒否運動を町内会に切り替え、その政治力により市教委にさえ牽制を加えて通学を妥当なりと認むる基本原則の実施を躊躇させ、PTA 間の話し合いは全く不能の状態に立至った。

よって我々は、癩予防の国策、教育、人権の自由、差別待遇の排除のために、やむなく国会に陳情し、その経過報告会を九月二十七日に開催したのである。

然るに反対派は飲酒の上意識的に大挙来場し、妨害の目的を以って聞くに堪えざる暴言を浴びせたるのみならず、演壇を包囲し、備品を顛倒して演者を脅迫し、PTA 委員某女（二年五組部会長）の如きは、マイクを奪って辯士福永勝旗氏の前頭部に投擲するの暴挙を敢えてした。

今回の発表会は賛成者側としては最初の発言の機会であったが、情況一部のラジオ放送によって知られる如く、喧騒を極めた妨害があった。これによっても、問題当初以来賛成者側がいかんにかんて発言を拒否制圧されて来たかゞ判るであろう。

暴行を受けた福永氏は発表会に先立つ二回ほど「生命を覚悟せよ」との脅迫状を受

けていたが、これは事実となって現われ、その打撲傷は裂傷皮下出血、静養五日間との診断を受けた。

右の暴行は立会警察官の現認する事実であるが、我々は女性の発作として敢えて問題としたくはない。たゞ正当な言論を暴力を以て妨害し、直接行動に出づるとき態度は断じて見逃すことは出来ない。この点については反対派 PTA の嚴重な反省懺悔と暴行者の衷心の陳謝と謹慎を要望してやまない。

若し、反対派側において何らその意志表示なく時は、我々はやむなく断固たる措置をとることを茲に声明する。

昭和二十九年九月二十九日

黒髪校 PTA (賛成派) 有志一同

1954 (昭和 29) 年 9 月 30 日に「入園者代表」から出された「声明書」では、次のように記されている。

傷害事件に対する声明書

去る九月二十七日夜開かれた竜田寮児童通学問題の国会陳情報告会の席上、通学反対派は意識的妨害戦術を以って各辯士に対し聞くに堪えざる罵言雑言を浴びせ公正なる報告と自由なる発言を全く封じ、あまつさえ福永勝旗氏に対しては暴力を行使し頭部に傷害を与えたのである。先に報告会が開かれるに当り福永氏に対しては再度に亘り“生命を覚悟して演説せよ”との強迫状が投げ込まれ、報告会を未然に阻止しようと企てたのであるが、その目的を達せず遂に会場に於いてその悪辣非道ぶりを暴露したのである。

常に反対派は賛成者の言論を不当に圧迫し続けており今回初めて試みられた賛成者の発表会にも拘らず、これさえ終始妨害したことは見逃すことの出来ない由々しい問題であり、反対派の暴挙は社会の正義が許さないであろうことを確信する。かくした暴力は単に賛成者のみに向けられたものでなく、われわれに向けられた挑発行為であり、侮辱であると見なさざるを得ず誠に憤慨に堪えないものである。最悪の場合彼等に対するわれわれの憤りが表面化することを誰が否定することが出来ようか。

従来までの経過を省みる時、PTA 会長である〇〇氏の態度は不可解至極であり、最も公正であらねばならない地位に在り乍ら反対派を扇動するが如き言動は現に批判さるべきであろう。今回の傷害事件も無関係ではあり得ず会長外反対派の善処を要望するものである。

昭和二十九年九月三十日

入園者代表 玉城正秀

三 マスメディアの扱い

ちなみに、マスメディアの扱いを管見すると、次のような記事等が散見される。1954（昭和 29）年 4 月にとられた黒髪校〇〇PTA 会長の発言録音筆記（RKB 昭和 29 年 4 月 18 日放送社会の顔「拒まれた入学」より）では、次のように記されている。

<アナウンサー>熊本大学では、はっきり感染しないと、医学的に見ては何ら感染するおそれはないと云うことを強調しておられますが・・・

<〇〇氏>それはですね、一寸お言葉中ですが、これは熊本大学で、ですね、診断書を出しておられるけれども、たゞ単なる身体検査証であって、吾々地元民が要望している精密な診断というものには程遠いものであると、それともう一つ、これは大きい、その見忘れられたことがあるんです。

科学と云うものは現在の断面しか決定できません。如何に医者が云っても、今日の健康であるということは明日の発病しないという前提にはなりません。そうすると、断定は今日の断定に於いて、そうですね、こうであるから入れていゝではないか、明日もその通りに継続するんじゃないかと云うけれども、そういう継続をすると云っておられる人たちに対する不信があるんです。そこに非常なズレがある。

<アナウンサー>科学と云うものが信頼できないと云うわけですか。

<〇〇氏>そうじゃない、そうじゃない。科学は今日を決定しているんですよ。然し明日以降も、そういう人達は、発病しないんだと、しかし医者が今日健康であると云う一つの診断書はですね、明日以後絶対に不健康にならないという証拠にはならない、これはお分かりになると思うんです。そこに地元民のですね、その考え方と、現在健康であると云うものとの間にズレがあると私は思うんです。

<アナウンサー>それで、私ここに這入って参りまして、いろんなニュースとか学校に行くと病気になるというビラも拝見いたしましたけれども、小学校特に子供は純真なだけにですね、同盟休校という措置は少し、私一寸考えますと・・・

<〇〇氏>あゝ、私は最悪な方法だと、冒頭に申し上げましたように、最悪な方法だと思います。然しその、何と云うかお母さんたちの声と云いますか、非常に不安です。だからその不安を解消するために、凡ゆる手を尽さなければならなかったと思う。その手の尽くし方にまだいくら不適切な点がありやしなかったか、関係者にですね、それで、そうして追い込まれた父兄達の最後の一つのレジスタンスだと思うんです。

<アナウンサー>PTA の会長であり、県議会議長という重要な地位にあるこの〇〇さんが、今度の反対派の行動は最後に残された唯一の抵抗であると云われるのは、一体どうしたことでしょうか？！黒髪校を特殊学校にしないようにと、ライの子供と一緒に勉強するのはよしましよと云うあくどい宣伝の言葉やビラが、今裂しい舌論の中で小さい胸を痛めながらその成り行きを案じている子供たちを傷つけないで

おきましようか?!

熊本中央放送局の1954（昭和29）年6月17日午前7時のニュース原文の「竜田寮の廃止を企てる「黒髪会」結成の動きについて」では、次のように記されている。

最近熊本市黒髪校区で「黒髪校区一帯を文教地区とする為、竜田寮を廃止する様住民の結束を求める」といった内容のスリ物が流されており、心ある人の批判をうけています。此のスリ物は「黒髪会結成趣意書」というがり版ズリであり、会の発起人及び責任者の名前が載っては居らず、各隣保毎にまわして裏面に記名、なつ印を求めています。趣意として「黒髪校区を文教地区および商業地区として健全に発展させる意味から、竜田寮を廃止する目的で、住民の結束を図る」といっており、さらに竜田寮の子供達の黒髪小学校入学に関して、「現在の二年生以上の入学と、この前入学しなかった一人の子供の入学が行われることになれば、事態は未だ解決してはおらず、問題は、これからである。この会は一時的な組織ではない。」としています。

これについて黒髪校PTA会長の〇〇〇〇〇氏は、「黒髪校区内には、まだ埋もれている文化財が多く、これらを整備して熊本市の文教地区として発展させることには賛成である。

この目的からすれば、やはり、竜田寮は、何とか解消した方が望ましいと思う。私は文章にナツ印したが黒髪会の会長にスイセンされたら、引受けてもよいと思う」と語りました。又、黒髪校区のある父兄は「黒髪会結成趣意書というスリモノを見たが、発起人の名前も、又責任者の名前もないということはその意味が分からない。このような会が出来れば、政治的に利用されるオソレもあり、賛成出来ない」とこの様に語っています。

四 賛成・反対両派と「無らい県運動」

両派による非難の応酬を論理の上だけから眺めると、賛成派の非難が反対派のそれを凌駕しているといっても間違いではない。賛成派の指摘するように、反対派の言動は1953（昭和28）年に旧予防法を改正して制定されたものの強制隔離政策を廃止するどころか逆に強化した「らい予防法」でさえも認めないところのものだったからである。すなわち、同法は、患者の親族に関して、次のように規定していたからである。

第3条 何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、その故をもって不当な差別的取扱をしてはならない。

第22条 国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、らいにかかっているものに対して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設にお

いて教育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。

それでは、反対派は、そのことを承知の上で、なぜ、このような法律違反の主張を行ったのであろうか。これには、官民一体になって展開された「無らい県運動」が大きくあずかっていたといえよう。「無らい県運動」は、周知のように、「社会浄化」と「同情」をその精神的な柱としていた。この「社会浄化」の行きつく先が、反対派の言動に典型的にみられるような、「らい予防法」さえをも超えた言動だったからである。例えば、次のような言動がそれである。

「竜田寮児童は絶対健康児ではなく、要観察児童であり、いつ発病するかも知れぬ児童であると思はれる。又癩の医学そのものが、まだ未解明の部分の多い現在の状態に於て、例え、学校に於て、健康管理等が行われても、完全な予防の実績を挙げ得るや甚だ心もとなく、父兄の不安、焦燥は益々増大するばかりである。故に吾々は当初の主張通り、竜田寮分校を整備拡充して、該当児童を寮内施設に於て教育するのが、一番適切な方法であると思考する。然るに恵楓園側は自ら発表した発病者の実績を無視して、『竜田寮児童は絶対に健康児なり』と提言し、新聞・雑誌等の言論機関を駆使して、皮相な人道論と、公式的な科学万能主義を社会に流布させ、吾々の立場を窮地に追い込む作戦を探りつゝあるのである。」「本問題の根源である竜田寮を黒髪地区よりなくし清潔なそして健全なる教育の場として黒髪校を守り抜くため努力しなければなりません。」

「社会浄化」の担い手が官民一体に広がり、菊池恵楓園長の宮崎松記のような「癩医学」の「専門家」だけではなく、「癩医学」に乏しい「民衆」によっても唱えられるようになれば、当然のことながら、「社会浄化」の内容が「癩医学」に基づくそれから、「不安感」に基づくそれへと大きく変質することは必定であった。また、それこそが人々を「無らい県運動」に駆り立てる原動力になったともいえよう。宮崎らの唱える「癩医学」は国際的には非科学的で虚偽に充ちていたが、この非科学的で社会防衛色の強い「癩医学」でさえも、反対派にとっては「皮相な人道論」、「公式的な科学万能主義」でしかなかったところに「無らい県運動」の恐ろしさがあった。

しかし、「社会浄化」だけで反対派の言動を割り切ることはできない。反対派の言動には「無らい県運動」のもう一つの精神的な柱である「同情」論も散見されるからである。例えば、「竜田寮とはライ患者の子弟の保育所である。だから竜田寮児とはライの子だ」というレッテルをはることになる。これは「ライ予防法第二十六条（ライ患者の秘密をみだりにもらしてはならないという条項）に違反するし、寮児の幸福を損なうことになる。だから竜田寮からの通学は、児童の幸福のために宜しくない。一般福祉施設にこっそり入れて、人目につかぬように、その施設のある区域の小学校に入学せしめよ。」といった

主張がそれである。「人目のつかない」ところで、「息を殺して」「ひっそり」と暮らす。これこそがハンセン病患者およびその家族が「幸福」を得る道だ。この誤った「善意」が「らい予防法」を超える言動に人々を駆り立てた。そして、この「善意」を踏みにじる賛成派の、あるいは患者の言動は社会的非難に値する「暴挙」に映った。「善意」は「敵意」に転化し、この「敵意」は反対派をしてより過激な言動に走らせた。

反対派の言動は、このように「らい予防法」でさえも認めないところのものだった。それにもかかわらず、PTAの多数を占めたのは反対派であり、賛成派の支持者は少数にとどまった。反対派の主張通り竜田寮は廃止され、竜田寮児は黒髪校区外の各地の施設に分散収容されていった。これには反対派の政治力が大きく影響した。それもあって市教委が曖昧な態度をとったことも大きかった。

しかし、それだけではなかった。賛成派の言動の中にも「無らい県運動」の浸透が認められるからである。「らい予防法」とこれによる強制隔離政策、そして、それらを帰結した非科学的で虚偽に充ちた「癩医学」は賛成派も所与の前提としていたということがその第一である。賛成派によれば、「今春世間の耳目をひいた竜田寮児童の黒髪小学校通学問題は、憲法、教育基本法、癩予防法に守られ、圧倒的な世論の支持を受け、市教委も一度全面通学と決定。」などの主張にみられるように、「らい予防法」をもって反対派を非難する論拠の一つとされているからである。強制隔離政策が憲法違反だといった視点は微塵もうかがえない。

第二は「癩医学」に関してである。「竜田寮児童の黒髪校通学問題については、我々は癩医学を信頼し、法律の正しい実施のために、反対派PTAに当初から理解と同情を懇請し続けて来た。然るに一般父兄への啓蒙運動さえ終始拒否され、総会その他の会合にも賛成者側の発言は不当に制圧され、遂には反対派は拒否運動を町内会に切り替え、その政治力により市教委にさえ牽制を加えて通学を妥当なりと認むる基本原則の実施を躊躇させ、PTA間の話し合いは全く不能の状態に立至った。」「我々は、癩予防の国策、教育、人権の自由、差別待遇の排除のために、やむなく国会に陳情し、その経過報告会を九月二十七日に開催したのである。」などの主張にみられるように、賛成派によれば、宮崎松記などの唱える「癩医学」をもって反対派を非難する論拠の最大のものでされている点である。プロミンの開発などによってハンセン病が全治しうる病気になっているにもかかわらず、強制隔離政策の継続の必要性を強弁するために、後遺症が残る限り全治していないとし、また、療養所内で行った断種・墮胎の正当性を糊塗するために、ハンセン病の感染においては「家族間感染」の占める割合が大きいとした「癩医学」の非科学的ないし虚偽性については何ら問題とはされていない。反対派によって、「私たちは端的に申せば、竜田寮児童のその半数近くが無症状感染児童であると信じます。このことはライ医学に通ぜざる素人としての空想や、偏見による感情から出たものではない。」と論難される所以である。宮崎らの唱える「癩医学」を前提とする限り、この論難の非科学性を主張することは困難であった。

第三は「同情」論に関してである。賛成派においても、「不遇なる全国同病者並びにその家族の生活を脅かす深刻なる問題である。」「私達は同じ人の親として、かかる差別的待遇をうくる寮児の父兄患者に同情の念なきをえない。しかもこれら父兄は自ら立って反対の反対運動をとる自由ももたぬ人たちである。よって私達はこれらの人々に代って正しいものの実現に努力を誓うのである。既に参議院文部委員会は快く我々の陳情を受諾した。引き続き衆議院の文部、法務、厚生委員会も虐げられるもののために立上がる筈である。」等の主張にみられるように、「同情」論をもって反対派を非難する論拠の大きなものとされているという点である。患者らが「同情」論批判に向かった場合、賛成派の態度が「同情」から「反感」ないし「敵意」に転じないという保証はなかった。

賛成派によれば、賛成派と反対派の非難の応酬をもって「量が正しいか、質が正しいか、その決着の時は遠くないであろう。」とされる。しかし、「量と質の争い」とはいえないことは上にみたとおりである。「量と質の争い」というのであれば、「らい予防法」とこれによる強制隔離政策が憲法に違反しないかどうか最大争点とされるべきであった。後遺症が残る限り全治していないとし、ハンセン病の感染においては「家族間感染」の占める割合が大きいとした「癩医学」の非科学的ないし虚偽性も俎上に載せられるべきであった。1953（昭和28）年3月に内閣が国会に提出した「らい予防法案」を入手すると、入所者らは、旧法と比べてほとんど改善されていないとして強く反発し、予防法闘争と呼ばれるハンストや作業スト、国会議事堂前での座り込み等の激しい抗議行動に入っていたからである。しかし、そうはならなかった。「無らい県運動」の枠内での「争い」という側面が強かった。「らい予防法」および「癩医学」に基づく「社会浄化」ないし「同情」か、それとも「らい予防法」さえをも超えた「不安感」に基づく「社会浄化」ないし「同情」か、という点がそれである。賛成派においても反対派においても、「らい予防法」が規定する家族に対する援護は完全収容の実現を目的にしており、「沈殿患者」を療養所に収容するためには、病気の恐ろしさについての教育と、家族の生活保障が何よりも重要だという発想に基づくもので、社会福祉一般の水準の低さと複雑な手続き、とりわけ生活行政の厳しさが、家族援護を予防法の下に置くことを下支えた。このような認識は欠けていた。そして、このように「無らい県運動」の枠内での「争い」だとすれば、反対派の非難が賛成派の非難を凌駕していくのは当然の成り行きであった。

五 国籍差別

竜田寮の保母だった森三代子は1955（昭和30）年2月22日、竜田寮にいた2組の姉弟4人を連れ出し熊本市島崎にあったカトリック系の児童養護施設「聖母愛児園」に託した。4人のうち姉2人は6歳で小学校入学直前。既に熊本商科大学の高橋守雄学長と熊本大学の鰐淵建之学長による入学調停案が出されていたこの時期になぜ転出させたのか。森は「どんな理由があったのか記憶にない」と熊本日新聞の取材に話している（「検証・ハンセ

ン病史」)。

この経緯については菊池恵楓園などの資料によって明らかになっている。同年1月6日付の宮崎松記・菊池恵楓園長と岡本亮介・熊本市教育委員長との懇談記録には「反対派は竜田寮児童中、朝鮮人はその故をもって黒髪校入学は拒否すると主張(ただし、岡本委員長は市教委の立場で解決すると言明)」とある。その2日後、1月8日付の宮崎園長から岡本委員長宛の「朝鮮人子弟の通学についての請願」には前述した2人の姉の名前が記してある。そして、2月22日付の記録には「新1年生六名中二名の朝鮮人児童は、黒髪校通学困難のため市教委の希望並びに親権者の同意により転出」と記されていた。この2人については黒髪小学校の「昭和三十三年度入学児童調」にも、竜田寮児童7人のうち、もう1人の男子と思われる児童(この児童も入学前に他施設に転出したとみられる)とともに「韓人」と記されている。つまり、1955年度に入学予定の竜田寮児童7人のうち3人は在日の児童であり、入学反対派は国籍も理由にしてこの児童入学に反対。熊本市教委もこの理不尽な主張を容認し、菊池恵楓園側を説得して転出させたことが分かる。竜田寮事件については入学賛成派、反対派双方の資料が多数残されているが、この事実については前述の菊池恵楓園と黒髪小学校の内部資料以外に記したものは見当たらない。当事者である熊本市教委が発行した竜田寮事件について最も詳しい公刊資料とされる『熊本市戦後教育史』(1994年刊)の事件の項でも、1955(昭和30)年の入学予定者を当初7人としながら途中から4人と記述。人数が減ったことの原因や経緯については一切触れていない。児童を二重に差別する反対派の主張を行政側も受け入れ事件解決としたことは、関係者にとって公にできない汚点でありタブーであったことが推測される。

六 映画「あつい壁」

竜田寮事件から15年後の1970(昭和45)年に事件をモチーフにした劇映画「あつい壁」が製作された。菊池恵楓園のある合志市出身の中山節夫監督が長年温め続けていた企画に、多くの熊本県民が協力。熊本県民自主製作映画と銘打ち、日本の映画の自主製作、自主上映運動の先駆けとなった。製作実行委員会世話人には県教育委員長で郷土文化誌『日本談義』主宰の荒木精之、熊本商科大学の蒲池正紀教授、洋画家の坂本善三らが名を連ね、詩人の緒方惇が事務局長を務めた。製作費用は一口300円の協力費募金でまかない、熊本県出身の俳優笠智衆、常田富士男らが手弁当で出演した。スタッフやキャストは菊池恵楓園内に泊まり込んで撮影。菊池恵楓園入所者も出演した。また、製作協力には県内の教職員が多数参加。製作実行委員会世話人の一人である映画評論家の藤川治水はその理由について「事件が起きた時、何もやれなかったという負い目が教職員の間にあった」と語っている(熊本日日新聞『九州・沖縄シネマ風土記』)。一方で、熊本市内では映画への反発もあり、学校の運動会シーンは菊池市で撮影し、熊本市内での学校上映も断られ映画館の「電気館」での上映となったという(熊本日日新聞『戦後50年、くまもと回廊』)。「あつい

壁」はハンセン病問題を真正面から描いた名作として、現在も各地で上映が続いている。数々のハンセン病差別事件が起きた熊本だが、それを反省し乗り越えようとする市民活動もまた、数多く生まれた。その先駆として「あつい壁」の自主製作、自主上映運動を評価したい。

七 おわりに

賛成派の主張と「らい予防法」を違憲と断罪した熊本地裁判決とを比較すると、大きな乖離が存することは一目瞭然である。ここに竜田寮問題の最大の不幸があった。賛成派の標榜した「人道主義」も「科学主義」も真のそれではなかった。「らい予防法」と強制隔離政策に、そして、「癩医学」に侵されていた。国民の代表が国会で可決成立せしめた法律といえども「悪法」の場合もあり得る。その場合は、違憲立法審査権を使って「悪法」を廃止しなければならない。このような日本国憲法の考え方についても理解は十分ではなかった。「悪法」批判という視点は見受けられなかった。熊本地裁判決は「量の民主主義」に警鐘を鳴らし、「らい予防法」と強制隔離政策は多数者の利益のために少数者の利益を犠牲にするという多数決主義の弊害を示した典型例だと批判したが、賛成派が「量の民主主義」に抗して「質の民主主義」を擁護し得たかという点と否といわざるを得ない。「質の民主主義」を擁護するためには、真の「人道主義」と「科学主義」を十分に身につける必要があったからである。2003（平成15）年11月に発生したハンセン病患者宿泊拒否事件によって浮き彫りにされたのは、竜田寮問題から約50年経った21世紀に入っても、「無らい県運動」の影響が人々の間で根強く残っている日本の現状だった。今なお、「無らい県運動」を検証し続ける必要がある所以である。真の「人道主義」と「科学主義」を十分に身につけたとはいえない我々にとって、竜田寮問題はいまだ未解決の問題だといわざるをえない。

関係者の文章等においては「竜田寮」、「龍田寮」、「立田寮」等、さまざまな表記が用いられているが、本稿では便宜上「竜田寮」という表記に統一した。